

援護費支給基準額表

妊産婦が属する 世帯の階層区分	援護費支給 基準額の区分	基準額	加算基準日額 (入院期間が7日を超えた場合の1日あたりの加算額)	特別加算額 (入院中に手術療法等を受けた場合の加算額)	
				開腹	分娩誘発その他
生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）及び、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		円	円	円	円
		9,100	1,300	8,700	3,000
市町村民税非課税世帯		7,300	1,000	8,700	3,000
所得税非課税世帯		6,400	900	8,700	3,000
所得税の課税世帯の所得税年額 15,000円以下の世帯		5,500	800	8,700	3,000

備 考

- この表の所得税の課税世帯の所得税年額 15,000円以下の世帯とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定によって計算された所得税の額をいう。
ただし、平成22年度税制改正において、年少扶養控除及び16～18歳までの特定扶養控除の上乗せ部分が廃止されたことによる影響を可能な限り生じさせないよう扶養控除見直し前の旧税額を計算するものとする。
また、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。
 - 所得税法第92条第1項、第95条第1項、第2項及び第3項
 - 租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第3項、第41条の2、第41条の19の2第1項並びに第41条の19の3第1項
 - 租税特別措置法の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）附則第12条
- 前年分の所得税又は当該年度の市町村民税の課税関係が判明しない場合の取り扱いについては、これが判明するまでの期間は、前々年分の所得税又は前年度の市町村民税によることとする。
- 世帯階層区分の認定は、当該妊産婦の属する世帯の構成員及びそれ以外の者で現に妊産婦を扶養しているもののうち、当該妊産婦の扶養義務者のすべてについて、その所得税等の課税の有無により行うものである。